

# 一般社団法人山形県バレーボール協会 理事会運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第34条の規定に基づき、一般社団法人山形県バレーボール協会（以下「協会」という。）における理事会の議事の方法に関する事項について定め、理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (構成及び権限)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

## (運営委員)

第3条 協会の運営を円滑に行うため、理事会の承認を得て、運営委員を20名以内で置くことができる。

2 運営委員は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

3 運営委員及び運営委員の推薦を依頼する団体等の選出等については、別に定める。

4 運営委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5 運営委員は無報酬とする。

## (役員以外の出席)

第4条 協会の事務局職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて理事会に出席することができる。また、必要に応じその意見を述べまたは説明をすることができる。

2 理事会は必要に応じ、前項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

## (理事会の開催)

第5条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として3月、5月に開催する。

3 臨時理事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

## (招集)

第6条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認め、これ

を理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、または理事会を招集することができる。

#### (招集の通知)

第7条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して書面または電磁的方法により発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載するものとする。また、招集通知には原則的に会議資料を添付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (欠席)

第8条 理事並びに監事及び運営委員は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ第6条に定める招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

#### (議長)

第9条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、当該理事会に出席した理事の中から議長を選出する。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

#### (出席状況の報告)

第10条 議長は開会を宣言した後、議事に入る前に理事並びに監事及び運営委員の出席状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、協会の事務局職員に行わせることができる。

#### (決議の方法)

第11条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合においては、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

#### (事後承認)

第12条 会長は、第2条第1項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し承認を得なければならない。

#### (報告)

**第13条** 会長は、職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

**第14条** 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は書面または電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録する。

3 決議の結果については、賛成及び反対の各理事の数を記載する。

4 決議について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名と決議事項を議事録に記載する。

5 当該理事会に出席した代表理事及び理事のうちから選出された議事録署名人1名並びに各監事は議事録に記名押印または電子署名をしなければならない。

6 定款第31条第2項の理事会においては、当該理事会に出席した各理事及び各監事が議事録に記名押印または電子署名をしなければならない。

7 議事録は、10年協会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

**第15条** 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(本規程の変更)

**第16条** 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

**第17条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規程は、協会の設立登記の日から施行する。

2 第3条第4号の規定に拘わらず協会の設立時に就任した運営委員は、平成27年度の最初に開催する総代会の定時総会において執行される改選までの期間においては、運営委員とみなす。

## 一般社団法人山形県バレーボール協会

### 理事選出に関する申し合わせ事項

#### (趣 旨)

第1条 この申し合わせは、一般社団法人山形県バレーボール協会（以下「協会」という。）理事及び理事の推薦を依頼する団体等の選出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (理事の選出区分)

第2条 理事は、次の各号に掲げる理事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める理事の数により構成する。

- (1) 山形県内の各地区（山形地区、酒田地区、鶴岡地区、新庄地区、米沢地区、長井地区）バレーボール協会の代表者 6人以内
- (2) 協会から推薦される有識者としての理事 7人以内

#### (理事の選出要件)

第3条 理事は、次に定めるもののうちから選出するものとする。

- (1) 山形県内に居住している者又は活動拠点を山形県に置いている団体から推薦された者
- (2) 山形県のバレーボールの発展のために真摯にかつ積極的に協会の業務に参画できる者

#### (団体に理事の推薦を依頼する際の留意事項)

第4条 理事の推薦を依頼する団体を選出するにあたっては、協会の運営及び業務が円滑に推進されるよう、山形県内の各団体から均衡の取れた組織構成となることに留意するものとする。

## 一般社団法人山形県バレーボール協会運営委員選出に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県バレーボール協会（以下「協会」という。）理事会運営規程第3条第3項の規定に基づき、運営委員及び運営委員の推薦を依頼する団体等の選出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (運営委員の選出区分)

第2条 運営委員は、次の各号に掲げる運営委員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運営委員の数により構成する。

- (1) 山形県内の各地区（山形地区、酒田地区、鶴岡地区、新庄地区、米沢地区、長井地区）を代表するバレーボール協会から推薦される理事長等6人以内
- (2) 山形県内の各カテゴリー（実業団、大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学生、ママさん、ソフトバレーボール、ビーチバレー、クラブ）を代表するバレーボール競技友好団体等から推薦される理事長等7人以内
- (3) 協会から推薦される有識者としての運営委員7人以内

### (運営委員の選出要件)

第3条 運営委員は、次に定めるもののうちから選出するものとする。

- (1) 山形県内に居住している者又は活動拠点を山形県に置いている団体から推薦された者
- (2) 山形県のバレーボールの発展のために真摯にかつ積極的に協会の業務に参画できる者

### (団体に運営委員の推薦を依頼する際の留意事項)

第4条 運営委員の推薦を依頼する団体を選出するにあたっては、協会の運営及び業務が円滑に推進されるよう、山形県内の各団体から均衡の取れた組織構成となることに留意するものとする。

### (委 任)

第5条 この規程に定めのない事項及びこの規程の変更は、会長が理事会に諮って決定するものとする。

### (附 則)

#### (施行期日)

この規程は、協会の設立登記の日から施行する。

## 一般社団法人山形県バレーボール協会専門委員会規程

- 第1条 この規程は、一般社団法人山形県バレーボール協会（以下「協会」という。）の定款第37条第3項により専門委員会の規程を次の通り定める。
- 第2条 各専門委員会の所掌事項は、理事会の決定に基づき別表の通りとする。
- 第3条 総務委員会の委員は、各地区（山形地区、酒田地区、鶴岡地区、新庄地区、米沢地区、長井地区）（以下「各地区」という。）理事長および理事会の同意を得て理事のなかから会長が指名した委員若手名で構成する。
- 第4条 競技・審判・指導普及委員会の委員は、各地区選出委員1名および理事会の同意を得て会員の中から会長が指名した委員若干名で構成する。
- 第5条 強化委員会は、理事会の同意を得て社員の中から会長が指名した委員若干名で構成する。
- 第6条 専門委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 第7条 委員会に次の役員を置く。
- 委員長 1名  
副委員長 若干名
- 第8条 委員長・副委員長は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 第9条 委員長は、委員会を代表し、かつ委員会の会務を掌理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
- 第10条 委員会は、委員長が招集してその議長となる。
- 第11条 委員長は必要に応じて委員会に関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 第12条 各専門委員会の所掌事項は、その結果を次期理事会に報告する。

### 附則

1. 本規程は、協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 第6条の規定に拘わらず協会の設立時に就任した専門委員は、協会の設立時の理事の構成の特例を準用する。

(別表)

<p>総務委員会</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 運営基本方針の立案に関する事。</li><li>2 関係団体、各委員会及び各地区協会との連絡調整に関する事。</li><li>3 庶務及び財務に関する事。</li><li>4 理事会に附議する事項に関する事。</li><li>5 広報活動に関する事。</li><li>6 他の専門委員会に属さない事項に関する事。</li></ol>
<p>競技委員会</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 競技運営日程表、競技会要項及び大会結果の作成に関する事。</li><li>2 競技会運営に関する事。</li><li>3 競技者の登録及び資格審査に関する事。</li><li>4 その他競技に関する事。</li></ol>
<p>審判委員会</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 審判員、技術統計公認判定員の養成に関する事。</li><li>2 山形県名誉審判員及び山形県公認審判員の資格の認定並びに公益財団法人日本バレーボール協会公認審判員の推薦に関する事。</li><li>3 競技会への審判員の派遣に関する事。</li><li>4 競技規則の改正・修正等の周知に関する事。</li><li>5 その他審判に関する事。</li></ol>
<p>指導普及委員会</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 指導者の養成及び選手の育成に関する事。</li><li>2 バレーボールの技術の研究及び指導力の向上に関する事。</li><li>3 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導員の養成に関する事。</li><li>4 競技人口の調査及びバレーボールの普及に関する事。</li><li>5 その他指導普及に関する事。</li></ol>
<p>強化委員会</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 選手の強化育成及び競技力向上に関する事。</li><li>2 東北総合体育大会及び国民体育大会の各種別チームの編成に関する事。</li><li>3 山形県教育委員会及び(公財)山形県体育協会等の競技力向上事業に関する事。</li><li>4 強化費に関する事。</li><li>5 その他強化に関する事。</li></ol>

# 一般社団法人山形県バレーボール協会表彰規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県バレーボール協会（以下「協会」という。）が表彰するために必要な事項を定める。

## (表彰の対象)

第2条 協会は、次条各号のいずれかに該当すると認めた個人又は団体を表彰する。

## (表彰の種別及び内容)

第3条 表彰の種別及び内容次のとおりとする。

### (1) 殊勲賞

ア、同一大会において県大会3連勝したチーム

イ、同一大会において東北大会2連勝したチーム

但し、2連勝、3連勝により表彰した場合、次年度を起点として数える。

ウ、全国大会において準決勝以上に進出したチーム

エ、全日本のメンバー、国際大会等において監督、コーチ、選手として活躍した本県の出身者

### (2) 功労賞

ア、協会の役員として会の発展に特に寄与した者

### (3) 感謝状

ア、全国大会開催の場合の協力者、又はそれに準ずる協力のあった団体、又は個人

## (候補者等の推薦)

第4条 山形県内の各地区（山形地区、酒田地区、鶴岡地区、新庄地区、米沢地区、長井地区）バレーボール協会は、毎年4月30日まで、前条に規定する各賞の候補者及び団体について、それぞれの事由を付し、協会に推薦するものとする。

## (候補者等の選定及び決定)

第5条 受賞者については、推薦された候補者から受賞者を選考して、会長が決定し、会長は、決定後理事会に報告する。

## (表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年定時代議員会終了後に表彰状を授与して行う。

2 理事会で適任者がないと認めたときはこれを行わない。

3 前条の表彰には、副賞を合わせて授与することができる。



(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の施行についての必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、協会の設立の登記の日から施行する。